

駐車場賃貸契約書

甲（賃貸人） 奈良県奈良市柳町１０番１－８０３
株式会社とくり 代表取締役 土久里 俊彦

乙（賃借人） _____

上記当事者は、下記条項に基づき駐車場賃貸借契約（以下本契約という）を締結する。

第一条 甲は、その所有する駐車場について、乙が月極駐車場使用に関する契約を結びそれに基づいて、乙らに使用せしめることを認め、乙は甲に対し駐車場使用料金を支払うことを約諾する。

一 項 所在地 : 京都府木津川市木津上戸６２番地、６３番地

二 項 区画 : _____区画 _____番

三 項 賃料 : ¥ _____（１台¥８,７００）

第二条 本契約の期間は令和____年____月____日より令和____年____月____日までとする。

第三条 駐車料金の改定は租税公課、経済情勢、物価変動を考慮し甲、乙協議の上決定する。

第四条 乙は、甲に駐車場使用料金を毎月翌月分の賃料を当月末までに一括して甲の指定する下記の銀行口座に振込み入金若しくは、当社指定銀行での自動口座引落としにて支払うものとする。（振込み手数料、自動口座引落とし手数料は乙が負担する。）但し、月途中解約の場合は返金を一切行わないものとする。

記

振込口座 : 南都銀行 木津支店 普通 ０２８０７７９

株式会社とくり 代表取締役 土久里 俊彦（トクリ トシヒコ）

第五条 乙ら利用者に対する自動車保管使用承諾書（以下「車庫証明」という）の発行に関して乙が乙名義の車庫証明を発行することを甲は承諾する。また甲は警察署への初回登手続きの際の登記簿等の提出書類について協力するものとする。

第六条 火災、盗難、事故および天災、地変、自然災害その他第三者の故意、過失による駐車場の破損により乙ら車両が損害を受けても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

第七条 乙またはその家族、同居人、使用人等、乙に関係する者が故意にまた過失により駐車場設備ならびに他の駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は、自己の責任において、その損害の賠償をしなければならない。

第八条 駐車場の使用については、指定場所を守り、他に迷惑のかかるような行動は一切しないようにする。

第九条 駐車場の維持管理に関しては、甲、乙協力してこれを行うものとする。

第十条 甲の都合により駐車場を中止あるいは廃業する場合には、乙らの車の撤去を必要とする日より3ヶ月前に、乙に対し契約の解除を通告し、乙は車を撤去とする。

第十一条 乙が、本契約を契約期間中に解約するときは3ヶ月前までに甲に対して申し出なければならない。

第十二条 乙に次の行為があった場合甲は本契約を解除することができる。

- (1) みだりに車以外のものを置いたとき。
- (2) 駐車場を第三者に譲渡または転貸したとき。
- (3) 他の迷惑になるようなことをしたとき。

第十三条 本契約に基づく駐車場の土地の使用については「駐車」以外何らの権利も乙に発生しないものとする。

第十四条 乙または乙らは駐車場内において一切の工作物を構築しないものとする。

第十五条 この契約に定めのない事項に関しては甲、乙誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各1通を所有する。